# 第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

本町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

## 1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における 地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。 防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7)家庭内の地震防災対策の内容

#### 2 住民等に対する教育

本町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育、啓発を実施するものとする。

防災教育、啓発は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は、少なくとも 次の事項を含むものとする。

なお、その教育、啓発方法として、地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育、啓発を行うものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- (2)地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4)正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9)平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、 ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

#### 3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1)過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3)地震・津波が発生した場合の対処の仕方

(4)地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

## 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

大阪府及び本町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、大阪府及び本町が実施する研修に参加するよう努めることとする。

# 5 相談窓口の設置

大阪府及び本町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。